

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規則	四五
告示	四五
○福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則	四五
○漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるため届出があった件	四五
○保安林の指定をする予定である旨通知があった件	四五
○道路の供用を開始する件	四五
公告	四五
○肥料の検査の結果の概要を公表する件	四五
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件	四五
○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件	四五
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件八件	四五
福島県教育委員会教育長	四五
○一般競争入札を行う件	四五

## 規 則

福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県規則第七十九号

#### 福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

福島県ハイテクプラザ条例施行規則（平成四年福島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二の3の表中(67)を(68)とし、(66)を(67)とし、(65)を(66)とし、(64)を(65)とし、(63)を(64)とし、(62)を(63)とし、(61)を(62)とし、(60)を(61)とし、(59)を(60)とし、(58)を(59)とし、(57)を(58)とし、(56)を(57)とし、(55)を(56)とし、(54)を(55)とし、(53)を(54)とし、(52)を(53)とし、(51)を(52)とし、(50)を(51)とし、(49)を(50)とし、(48)を(49)とし、(47)を(48)とし、(46)を(47)とし、(45)を(46)とし、(44)を(45)とし、

(43)を(44)とし、(42)を(43)とし、(41)を(42)とし、(40)の次に次のように加える。

(41) 走査型電子顕微鏡（SU1510）

一時間 五、八六〇円

### 附 則

この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。

（産業創出課）

## 告 示

### 福島県告示第六百四十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

#### 一 届出事項

##### 1 発起人の住所及び氏名

相馬市尾浜字二合田百八十八番地

同 市尾浜字二合田二百七番地

同 市磯部字四方柴七百四十六番地

加入区

相馬加入区

相馬双葉漁業協同組合

相馬双葉漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所

##### 1 縦覧の期間

平成二十四年十二月二十一日から平成二十五年一月四日まで

##### 2 縦覧の場所

相馬市中村字北町五十五番地の一 相馬双葉漁業協同組合

（水産課）

### 福島県告示第六百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年十二月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

#### 一 保安林予定森林の所在場所

東白川郡塙町大字植田字南沢一二七

- 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 三 指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「一次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第六百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十四年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二八九号	南会津郡南会津町田島字行司六六番地先から 同 郡同 町田島字行司七八番一地先まで	平成二十四年十二月二一日

（道路計画課）

公 告

公告第三百五十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、平成二十四年十月に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十四年十二月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

平成24年10月分  
（特殊肥料）

生産業者、	検査の結果
-------	-------

特殊肥料の指定名	輸入業者又は販売業者	届出名（及び商品名）	TN	TP	TK	TCu	TZn	TCaO	C/N	水分	備考
			(%)	(%)	(%)	(mg/kg)	(mg/kg)	(%)	(%)		
たい肥	水野谷鶏卵店	自然発酵鶏糞	2.8	4.7	3.5	41	290	14.2	8	20.2	
たい肥	鈴木新	ゴールドペル	1.6	0.6	1.1	9	46	0.8	10	55.5	
たい肥	株式会社和洋福島牧場	和洋の堆肥	1.4	2.4	2.1	26	136	1.2	12	40.0	

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCaO—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量

（農業総合センター）

公告第三百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十四年十二月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称	役員氏名	住所
南郷土地改良区	退任した役員	
土地改良区	目黒 英宏	南会津郡南会津町和泉田字福田二〇三七番地一
	渡部 堅也	同 町富山字下居平二五七番地一
	邊見 喜芳	同 町片貝字石田四三二番地
	酒井 陽臣	同 町大新田字上村二四六番地一
	星 昭一	同 町木伏字水根沢前四七九番地一
	平野 保	同 町東字居平五六七番地
	五十嵐 信正	同 町和泉田字久保田二四四九番地一
	目黒 義英	同 町和泉田字福田二〇四三番地二
	土橋 正幸	同 町木伏字西居平一〇五一番地
	五十嵐 文紀	同 町木伏字清水畑八五番地一
	邊見 肇	同 町片貝字石田四三五番地
	五十嵐 安紀	同 町和泉田字谷地二四六番地一

就任した役員  
役別 氏名 住所  
理事 目黒 英宏 南会津郡南会津町和泉田字福田二〇三七番地一  
同 渡部 堅也 同 町富山下居平二五七番地一  
同 邊見 喜芳 同 町片貝字石田四三二番地  
同 酒井 陽臣 同 町大新田字上村二四六番地一  
同 星 昭一 同 町木伏字水根沢前四七九番地一  
同 平野 保 同 町東字居平五六七番地  
同 五十嵐 信正 同 町和泉田字久保田二四四九番地一  
同 目黒 義英 同 町和泉田字福田二〇四三番地二  
同 土橋 正幸 同 町木伏字西居平一〇五一番地  
同 五十嵐 文紀 同 町木伏字清水畑八五番地一  
同 邊見 肇 同 町片貝字石田四三五番地  
同 五十嵐 安紀 同 町和泉田字谷地二四六六番地一

(農村計画課)

公告第三百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十四年十二月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称  
西郷村土地改良区

退任した役員  
役別 氏名 住所  
理事 佐藤 正博 西白河郡西郷村大字真船字堂万五〇番地  
同 高橋 辰藏 同 村大字小田倉字上上野原一〇六番地一  
同 鈴木 通久 同 村大字熊倉字関根四二番地  
同 鈴木 壽央 同 村大字小田倉字山下二二番地  
同 金田 裕二 同 村大字鶴生字横道一六番地  
同 高久 豊 同 村大字鶴生字上道八二番地  
同 鈴木 重雄 同 村大字羽太字新宿二五番地一  
同 緑川 次敏 同 村大字羽太字狸屋敷一二番地  
同 鈴木 進 同 村大字柏野字上川原五七番地  
同 圓谷 光良 同 村大字真船字芝原一五三番地  
同 鈴木 邦廣 同 村大字熊倉字風吹一六〇番地  
同 眞船 眞 同 村大字真船字堂万五一番地  
同 北島 民治 同 村大字米字館岡六番地  
同 須藤 忠男 同 村大字熊倉字四斗蒔一二番地

就任した役員  
役別 氏名 住所  
理事 佐藤 正博 西白河郡西郷村大字真船字堂万五〇番地  
同 圓谷 光良 同 村大字真船字芝原一五三番地  
同 鈴木 通久 同 村大字熊倉字関根四二番地  
同 鈴木 武利 同 村大字小田倉字山下三六番地  
同 金田 裕二 同 村大字鶴生字横道一六番地  
同 高久 豊 同 村大字鶴生字上道八二番地  
同 鈴木 重雄 同 村大字羽太字新宿二五番地一  
同 緑川 勇 同 村大字羽太字狸屋敷一一一番地  
同 鈴木 進 同 村大字柏野字上川原五七番地  
同 柳沼 仁 同 村大字小田倉字上上野原三九三番地一  
同 鈴木 邦廣 同 村大字熊倉字風吹一六〇番地  
同 眞船 義夫 同 村大字真船字梁場二番地二  
同 眞船 忠男 同 村大字熊倉字四斗蒔一二番地  
同 須藤 忠男 同 村大字米字米村一〇一番地三  
同 會澤 真一 同 村大字米字米村一〇一番地三  
同 小野崎 孝一 同 村大字小田倉字稗返二一番地

(農村計画課)

公告第三百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所  
福島県土木部都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第三百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

公告第三百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

公告第三百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画公園の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

公告第三百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画緑地の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

公告第三百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

公告第三百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画市場の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

公告第三百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画土地区画整理事業の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

**公告第三百七十号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、新地町から相馬都市計画土地区画整理事業の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
平成二十四年十二月二十一日

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)
- 二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

**公告第三百七十一号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、新地町から相馬都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
平成二十四年十二月二十一日

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し  
福島県知事 佐藤 雄 平
- 二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課  
(総室計画課)

**福島県教育委員会教育長**

**公告第六号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立勿来工業高校仮置き石炭灰処分業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成24年12月21日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

**1 入札に付する事項**

(1) 調達をする特定業務の名称及び数量 福島県立勿来工業高校仮置き石炭灰処分業務一式

(2) 調達をする特定業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結の日から平成26年2月7日まで

(4) 履行場所 入札説明書及び仕様書による。

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

(1)に掲げる条件を全て満たしている共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における各者の総称をいう。以下同じ。）又は(2)に掲げる条件を全て満たしている者であつて、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

**(1) 共同企業体の資格要件**

ア 構成員は、(7)から(9)までに掲げる条件を全て満たす者であり、かつ、(エ)又は(カ)に掲げる条件のいずれかを満たす者であること。

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(4) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをなし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者であつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。

(ハ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場を有する者であること。

イ 構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

ウ 結成方法は、自主結成であること。

**(2) 共同企業体でない者の資格要件**

ア (1)のアの(7)から(9)までに掲げる条件を全て満たす者であり、かつ、(エ)又は(カ)に掲げる条件のいずれかを満たす者であること。

イ 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、共同企業体に関する書類（共同企業体に限る。）及び2の(1)のアの(イ)又は(ハ)に掲げる事項につ

いて証明する書類を添付して、平成25年1月11日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県教育庁財務課施設財産室  
電話024-521-8231

#### 4 入札書の提出場所等

- 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。
- 入札及び開札の日時及び場所 平成25年1月21日(月)午前10時 福島県庁西庁舎9階教育委員室(福島県福島市杉妻町2番16号)
- その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年1月18日(金)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 7 その他

- 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 契約書作成の要否 要
- その他 詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

- Nature and quantity of the services to be required:Commissioned disposal of flyash Iset.
- Time-limit of tender(by hand):10:00 a.m., 21 January 2013
- Time-limit of tender(by mail):5:00 p.m., 18 January 2013
- Contact point for the notice:Facilities & Properties Unit, Finance Division,

Education Bureau,Fukushima Prefectural Government,2-16 Sugitsumacho,  
Fukushima-shi,Fukushima 960-8688 Japan TEL024-521-8231

(財務課施設財産室)